

検査の方法に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
安全設備規則
無線設備規則
居住衛生設備規則
船体防汚システム規則
バラスト水管理設備規則
冷蔵設備規則
揚貨設備規則
潜水装置規則
自動化設備規則
船橋設備規則
機関予防保全設備規則
総合火災制御設備規則
船体監視システム規則
荷役集中監視制御設備規則
高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
安全設備規則検査要領
無線設備規則検査要領
居住衛生設備規則検査要領
船体防汚システム規則検査要領
バラスト水管理設備規則検査要領
冷蔵設備規則検査要領
揚貨設備規則検査要領
潜水装置規則検査要領
自動化設備規則検査要領
船橋設備規則検査要領
機関予防保全設備規則検査要領
荷役集中監視制御設備規則検査要領
高速船規則検査要領

改正事項

検査の方法に関する事項

改正理由

近年の IoT (Internet of Things : モノのインターネット) の潮流により, ビジネスのデジタル化が進んできており, 通信技術を活用したコミュニケーション (ICT: Information and Communication Technology) も普及してきている。

このような状況に鑑み、従来検査員が直接現場で確認することを原則としていた船級検査の一部について、例えば情報伝達技術を用いて検査員が遠隔で確認等を実施する検査方法等であって、現場で得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法を適用することができるよう、関連規定を改めた。

改正内容

臨時検査及び新造時の艀装品の検査において、現場で得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認めた検査の適用を認める場合がある旨新たに規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 1.1.3
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1.1.3, 4.1.2
安全設備規則 2 編 1.1.3
無線設備規則 2.1.2, 2.6
居住衛生設備規則 2 編 1.1.3
船体防汚システム規則 2.1.2, 2.5.1
バラスト水管理設備規則 2 編 1.1.3, 4.1
冷蔵設備規則 2.1.2, 2.3.3
揚貨設備規則 2.2.2
潜水装置規則 2.1.2
自動化設備規則 2.1.2
船橋設備規則 2.1.2
機関予防保全設備規則 2.1.2, 2.3.3
総合火災制御設備規則 2.1.2
船体監視システム規則 2.1.2, 2.3.2
荷役集中監視制御設備規則 2.1.2, 2.3.3
高速船規則 2 編 1.1.3
鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3, B2.1.4
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 1.1.3, 4.1.2
安全設備規則検査要領 2 編 1.1.3
無線設備規則検査要領 2.1.2, 2.6
居住衛生設備規則検査要領 2 編 1.1.3
船体防汚システム規則検査要領 2.1.2, 2.5
バラスト水管理設備規則検査要領 2 編 1.1.3, 4 章
冷蔵設備規則検査要領 2.1, 2.3.3
揚貨設備規則検査要領 2.2.2
潜水装置規則検査要領 2 章
自動化設備規則検査要領 2.1
船橋設備規則検査要領 2.1
機関予防保全設備規則検査要領 2.1, 2.3.3
荷役集中監視制御設備規則検査要領 2.1, 2.3
高速船規則検査要領 2 編 1.1.3